

令和4年塩尻市議会9月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和4年9月1日（木） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第14号 教育委員会委員の任命について

議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第23号 塩尻市児童館の指定管理者の指定について

議案第24号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

請願9月第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を求める請願

請願9月第2号 「へき地教育推進法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

○出席委員・議員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	樋口 千代子 君
委員	西條 富雄 君	委員	山口 恵子 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	永田 公由 君
副議長	青柳 充茂 君		

○欠席委員・議員

議長 牧野 直樹 君

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

午前9時58分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから9月定例会社会文教常任委員会を開会します。本日の委員会は委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。委員会をお開きいただきましてありがとうございます。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日は各議案及び請願の審査を行います。また、午後1時15分から、総務産業常任委員会との合同による自然博物館の調査・研究に係る協議会を開催いたします。なお、当委員会に係る視察等の予定はありませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をよろしくお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第14号 教育委員会委員の任命について

○委員長 それでは、議案第14号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、教育委員会委員の任命について、議案第14号を御説明いたします。議案関係資料の25ページを御覧ください。

提案理由につきましては、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

委員4人のうち、石井勉氏が令和4年6月21日に任期満了となったことに伴い、新たに甕剛氏を適任者と認め、任命しようとするものです。教育委員の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することと規定されております。甕剛氏につきましては、塩尻市PTA連合会会長、長野県高等学校PTA連合会副会長など歴任され、塩尻市西小学校学校運営協議会、地域教育協議会会長の御経験もあり、学校を核とした地域課題や教育課題の状況に明るいこと、また、教育委員の地域バランスを考慮する中で、選任をいたしました。

なお、任期は4年です。略歴書につきましては、26ページにありますので、御確認をお願いいたします。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第14号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 14 号教育委員会委員の任命についてにつきましては、全員一致で同意すべきものと決しました。

議案第 15 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 続きまして、議案第 15 号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案第 15 号人権擁護委員の候補者の推薦についてをお願いいたします。議案関係資料 27 ページをお願いいたします。

提案の理由ですが、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして、議会の意見を求めるものです。

概要ですが、委員 10 名のうち、大門地区を担当しております平出芳雄氏が令和 4 年 12 月 31 日に任期満了になることに伴いまして、中島誠氏を適任者として認め、推薦しようとするものです。略歴書につきましては 28 ページ記載のとおりですが、市の職員の O B となっております。説明につきましては以上となります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○永田公由委員 教えてもらいたいのですけれども、人権委員 10 人のうち、市の職員の O B は何人ですか。

○社会教育スポーツ課長 現在 10 名のうち 2 名が市の職員の O B となっております。

○永田公由委員 市の職員の O B がいけないということではないのですけれども、ほかの委員会などを見ても、市の職員の O B の方が結講なられているので、今、なり手がいないということだと思いのですけれども、できれば一般の方から選任したほうが、私はいいような気がします。これは意見として申し上げておきます。

○委員長 答弁はいいですね。ほかにありますか。

ないようなので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 15 号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 15 号人権擁護委員の候補者の推薦についてにつきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

議案第 23 号 塩尻市児童館の指定管理者の指定について

議案第 24 号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○委員長 続きまして、議案第 23 号塩尻市児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。なお、議案第 24 号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてとは、複合施設となっていることから、関連が

りますので、併せて説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、議案第 23 号塩尻市児童館の指定管理者の指定について御説明いたします。議案関係資料の 36 ページを御覧ください。

今回、提案いたします洗馬児童館につきましては、次の議案第 24 号で提案いたします塩尻市ふれあいセンター洗馬との複合施設となっております。効率的・効果的な管理運営と利用者サービスの提供を図るといった目的から、平成 20 年の開館当初から、1 者による 5 年ごとの指定管理により両施設を一体的に管理してまいりました。今年度末、現在の指定管理期間が満了を迎えますので、市のホームページにおいて公募を行い、期間中に 1 者の応募があったことから、7 月 6 日に選定審査評価委員会を開催し、応募者によるプレゼンテーション、委員による審査及び評価を経て、候補者の決定を受けたものです。

提案理由につきましては、塩尻市児童館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

候補者につきましては、概要にあります施設の所在地、塩尻市大字洗馬 2713 番地 1 の施設、塩尻市立洗馬児童館について、指定の相手方、塩尻市大字広丘堅石 2151 番地 2 の社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会会長伊藤高良氏に指定をお願いするものです。なお、指定の期間につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までです。説明は以上です。

○**福祉課長** それでは、議案第 24 号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。引き続き、議案関係資料 37 ページを御覧ください。

このセンターにつきましては、塩尻市ふれあいセンター洗馬となります。この施設につきましては、地域福祉の拠点として設置している施設となります。公募の受付・審査等は、先ほど議案第 23 号で提案しました塩尻市立洗馬児童館と同様となりますので、省略させていただきます。

提案理由につきましては、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者に、次の者を指定するものです。施設の名称、塩尻市ふれあいセンター洗馬。施設の所在地、塩尻市大字洗馬 2713 番地 1。指定の相手方、塩尻市大字広丘堅石 2151 番地 2、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会会長伊藤高良氏。指定の期間は、同じく令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっております。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、議案第 23 号から質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○**永田公由委員** 指定管理で児童館を運営しているのは、ここ 1 か所だけですか。

○**教育総務課長** そのとおりです。

○**永田公由委員** それから、ここの職員体制はどんなふうになっていますか。

○**教育総務課長** 洗馬児童館につきましては、館長が 1 名、放課後児童支援員が 2 名、合計 3 名で運営をお願いしています。

○**永田公由委員** 3 名というと、予想より職員体制少ないですね。登録児童数が少ないということですか。

○**教育総務課長** お子さんがたくさんいらっしゃる場合については、時間給で、パートをお願いしております。月給制の職員は、館長と放課後児童支援員の 3 名ですが、必要に応じて、時間給のパート職員をお願いして対応

しているところです。

○永田公由委員 それから、指定管理料については、ふれあいセンター洗馬と児童館と一括でやっているのか、それとも、児童館は幾ら、ふれあいセンターは幾らというように分けてやっていますか。

○教育総務課長 支払いにつきましては、児童館とふれあいセンター洗馬と別々で事務を行っております。

○永田公由委員 市が直営する児童館と、こうして指定管理で出す児童館と比較した場合に、平均的に見て、費用は指定管理のほうが安く上がりますか、それとも直営のほうが安く上がりますか。

○教育総務課長 利用料につきましては市の児童館と同様にしておりますので、費用は同等の経費がかかっていると考えております。

○永田公由委員 分かるのですが、要は、指定管理料で幾らと出しているわけでしょう。直営の場合は、人件費とか光熱費とかいろいろなものがある。全体の経費というものはどうなるのか。指定管理のほうが安くなるのか、それとも直営のほうが安くなるのか。

○教育総務課長 係長から答弁いたします。

○学校運営係長 指定管理料の中には、光熱水費等あるいは人件費の相当分も当然のこととして入っていますが、洗馬のふれあいセンターと一体的に管理をしていただくということになるものですから、そういった意味では、光熱水費ですとか、そういうランニングコストみたいなものは、ほかの児童館に比べれば幾らかでも安くなっているという認識です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 その児童館を登録されて利用されている人数は何人ぐらいでしょうか。

○教育総務課長 本日付の数字ですけれども、児童クラブ、放課後キッズクラブ、合わせて72名のお子さんが登録をされております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないようなので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第23号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号塩尻市児童館の指定管理者の指定についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号の質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようなので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第24号については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第24号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願9月第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を求める請願

○**委員長** 次に、請願審査を行います。当委員会に回付された請願は2件です。

請願9月第1号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を求める請願について、審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 委員より御質問、御意見ありますか。

○**山口恵子委員** 教育現場の状況を教育長にお聞きしたいと思います。学校現場では、子どもたちの単なる教育だけではなく、子どもたちの家庭の状況がいろいろ変化してきていまして、ここにもありますが、貧困とかいじめとか不登校とか、様々子どもたちが抱えている解決すべき問題もありまして、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーなども学校現場に入っているのが今の状況だと思うのですが、そういった専門性を求めるような人材とか、そういう方が十分配置されているのかどうなのか、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

○**教育長** 今、家庭支援課にSSW1人、ドイさんという方がいらっしゃいます。この方が今、とても各学校で大事にされていて、呼ばれることが多いです。というのは、子どもたちの様子を聞いたり、担任の話を聞いて、それを学校以外のところ、医療であり、様々なところへつないでいただけるというか、そんな形が先生方にとっても学校にとってもとてもありがたいということですが、なかなか人が少ないです。このところがさらに人数を多くできれば、不登校も含めまして改善につながっていくのではないかと。やはり人材が欲しいです。そういう人を探し出さないといけないわけですが、ありとあらゆる知っている方たちの中に声がけしながら、もし可能であれば現場のほうに結びつけていきたいというのが実情であります。

○**山口恵子委員** もう1点お聞きしたいのですが。少人数学級にするということになると、学級数が増えることも考えられると、教職員の人数がさらに必要になってくるのですが、教職員の人数不足が全国的に言われていまして、採用しても募集人数が実際にどうなのか、長野県の教職員の募集と定員の状況も、もし分かったらお聞かせください。

○**教育長** その件に関しまして、この意見書の5行目のところあたりを見ていただいて、分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられているという、そういうことも書かれていますのですが、併せて、委員のお話のとおり、塩尻市もこれを実施しましたが、確かに感染も抑えられ、さらに少人数、35人だったら、その十七、八人でやるわけです。とても声がけができるとか、子どもたちのところに回れたりとか、相談にのったりと、そういうメリットはたくさんあります。

それで、人材なのですけれど、教員の免許更新が7月1日で大きく変わりました。県教委でも4つの教育委員会で人材を集めるための先生を配置して、元校長なのですが、人材を発掘したりということ。それから、今度の市町村連絡協議会でもプリントがあったのですが、ぜひ眠っているというか、免許を持っていてやってみたいという方に、PTAを通して全部に配布して人を募るといような、そんな取組が始まるということも聞いています。

○委員長 定数に対して不足しているという実態はないですか。

○教育長 それは今のところ塩尻市の中ではないと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永田公由委員 塩尻市内の小・中学校の現在の学級の人数は、どのような状況ですか。

○教育総務課長 5月1日現在の数字ですが、小学校につきましては、生徒数が3,174人で、学級の総数が148です。中学校につきましては、両小野中学校を除きますと、人数が1,643人で、学級数は68です。両小野中学校につきましては、人数が65人で、学級数が5クラスです。

○永田公由委員 塩尻市の場合は、比較的30人学級が多いと理解していいですか。

○教育総務課長 そのように理解していただいて結構です。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、御質問がありませんので、当委員会の審査の結果、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第1号については採択することに決しました。

それでは、ただいま採択いたしました請願9月第1号は意見書の提出を求めるものであります。そこで、意見書の内容について協議いたします。採択された請願には意見書案が添付されていますが、本市議会の過去の意見書の内容を参考に検討した意見書案がありますので事務局から配付をしてください。

それでは、各自、御一読をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ただいまの意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。内容について御意見はありますか。

○副委員長 請願のほうにも書いてあるのですが、2行目の終わりの「しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです」という1行が、何が不十分であるかというところが、下をしっかりと読めばそのとおりだと思のですけれども、この1行の言い回しがもう少し何とかできないかと思いました。

○委員長 それに関していかがですか。

○古畑秀夫委員 1・2年生は国から予算が下りてきているのだけれど、それ以降は下りてきていなかったのを、今回、令和3年度から5か年計画で、小学校は35人学級を国のお金でそういう体制にすると。今までは、県なり市が加配の教員を使って、35人学級を県が独自にやっていたわけです。今回の国の法律では、中学校は40人学級のままになっているもので、引き続き少人数学級を推進してほしいということで、いわゆる35人学級にしても今の状況は大変だということは、今言われたように、この下書いてあるのが理由なのですけれど、そういうことで理解していただいて。ようやく小学校だけは穴が開いたけれど、中学校は現在も国はその予算をつけていないと。長野県としては独自に加配の教員などを使って、県のお金で35人学級を実現しているというのが現状だと

ということです。これは国に対して教育予算を増額してほしいという意見書になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 それは非常によく分かるのですがけれども、この文章がもう少し訴えるような文章になれば、私は最高ではないかと思ったわけです。

○委員長 ほかにありませんか。

それでは、特に内容については異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、そのほか整理を要するもの等については、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

○委員長 続きまして、請願9月第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願について審査いたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員より御質問、御意見ありますか。

○永田公由委員 これは恐らく田中知事の時代に、このように引き下げられて、その後、水準が元に戻っていないという趣旨のことだと思います。この中に参加団体として、塩尻市と松本市の教育委員会が入っているのですが、できれば赤羽教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○委員長 へき地教育のこの水準についてということですか。

○永田公由委員 この請願の中の参加団体として塩尻市教育委員会が入っていますよね。ですから、教育長がどんなお考えか。

○教育長 経験者です。このへき地手当というのは、私たちにとったら、本当に頑張るエネルギーでした。私は、新卒は飯田のど真ん中の町なかのネオン街で、3年間いた後ですが、校長からへき地に行けと。ついてはいいものもつくからということで、4年間、へき地に行きました。そうすると、4月の給料が12%、それからお薬も出たり、期末手当にも全部反映されまして、さらに、3年以上勤務しますと、元に戻ると給料は下がるのですが、そのまま1号俸が上がったままという。ですので、当時は、山の中は若い人がたくさんいる状況でした。

ところが、平成17年か18年頃、今言われたようなことがあって、見直しに入りました。というのは、当時は、最寄りのJRの駅から何キロあるかというくらいの線引きでしたが、病院があるかとか、お店があるかというような条件で徐々に削られていったという、基準がそのときに決まってしまったのではないかということ。へき地の1級、2級あたりも大分変わってきました。塩尻では、山間地と言われるのは、今、組合立の両小野中学校だけで、あとは市街地と平坦地というくくりです。塩尻はいいのですが、その後、管理職になって、山間地に行く先生はたくさんいらっしゃいます。当時と今とは大きくそこに差がある。

道もよくなったという話もあるのですが、私の経験を1つ話すと、新野というところだったのですが、車で山道を飯田までずっとカーブの連続で、普通はタイヤの真下が減るのに、サイドが減って1年もたなかったり、ブレーキパッドも1年に1回替えるとか。今もあまり、トンネルたくさんあるのですが、ガソリン代もあり、様々なところで、今の先生方は、一番言いたいのは、山でも市街地でも同じ教育、同じレベルの先生方が入らなくてはいけないところを、なかなかそうはいかないというのが現状です。以上です。

○永田公由委員 ありがとうございます。これは何年くらい前ですか。もうずっと出ていますよね。県がこれを元に戻さないというのは、どういった理由かということは、古畑委員、聞いていますか。その辺、部長たちは分からないですか。

○子ども教育部長 正確には分かりませんが、これまで長野県教育委員会のほうでは、先ほど35人学級の話がありましたが、独自で、国の財源ではなく県の財源を使って、教員、講師ですけれども、数を増やしてきております。そういった手立てをしている中で、やはり何かの財源を削らないと多分運営できないのではないかとというのが、想像ですけれども、こういった手当の見直しを先に着手されたのではないかと考えているところです。今後、35人学級について国のほうから手立てがあれば、若干なりとも財源にゆとりが出てくれば、望みはあるのではないかと考えているところです。

○委員長 県教委の内堀教育長は高校の出ですから、高校にはへき地というのがほとんどありませんので、これは本当に切実な問題かと思えます。ほかにありますか。

それでは、ありませんので、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第2号については、採択することに決しました。

それでは、ただいま採択いたしました請願9月第2号は意見書の提出を求めるものであります。そこで、意見書の内容について協議いたします。採択された請願には意見書案が添付されていますが、本市議会の過去の意見書の内容を参考にして検討した意見書案がありますので、事務局から配付してください。

それでは、各自、一読をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ただいまの意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。内容についての御意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 内容には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、そのほか整理を要するもの等については、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、最後に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申しあげました全ての案件に御同意いただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、9月定例会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉会

令和4年9月1日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印